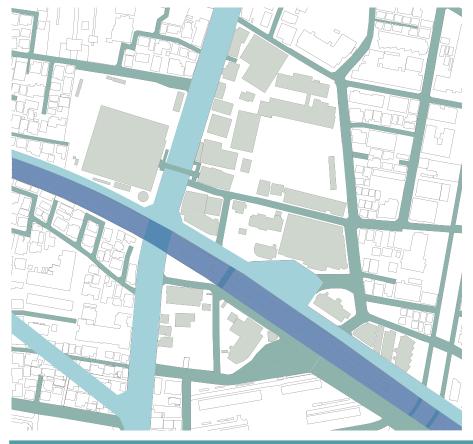
高野台一丁目地区地区計画







地区計画の目標

本地区は、商業施設や店舗等の立地・誘導を図るとともに、今後想定される大規模災害や感染症の拡大等に備えて、更なる医療提供体 制の強化と医療施設の充実を図ります。

区域の整備、開発および保全に関する方針

土地利用の方針

地区の特性を踏まえて本地区をつぎのよ うに区分し、それぞれの地区の方針を定め ます。

1 駅前商業地区A地区

駅前商業地区B地区

隣接する住宅や公共施設との調和を図 りながら、周辺地域の生活拠点として日 2 公園 常生活に必要な内容と規模をもった商業 地区の形成を図ります。特に駅前広場や 駅へのアプローチの主動線となる道路の 沿道については、活気ある商店街の形成 を図ります。

2 医療拠点地区

三次救急レベルの医療機関の整備や災 害拠点病院の機能を充実させるため、土 4 広場 地の高度利用を図ります。

3 学校周辺地区

良好な教育環境および住環境を保全し、 安全性および防災性の向上を図ります。

地区施設の整備の方針

1 道路

区画道路は、補助 134 号線および練馬 区画街路第5号線等との整合を図り、駅 へのアクセスの利便性の確保および地域 の利便性・安全性の向上のために適正に 配置し、積極的に整備を図ります。

公園は、土地利用および周辺地域との 整合を図りながら、適正に配置し、整備 を図ります。

3 緑地

周辺の良好な住環境に配慮し、みどり 豊かな環境を形成するため、医療拠点地 区に緑地を整備します。

駅南口に主として歩行者の利用に供す るための広場の整備を図ります。

建築物等の整備の方針

駅前商業地区A地区 駅前商業地区B地区

駅前にふさわしい商業地区の形成を図るた め、建築物等の用途の制限を定めます。また、 歩行者空間の拡大や良好な街並みの形成など ゆとりある、魅力にあふれる都市環境を創出 するため、建築物の敷地面積の最低限度、壁 面の位置の制限、建築物等の形態または色彩 その他の意匠の制限および垣または柵の構造 の制限を定めます。

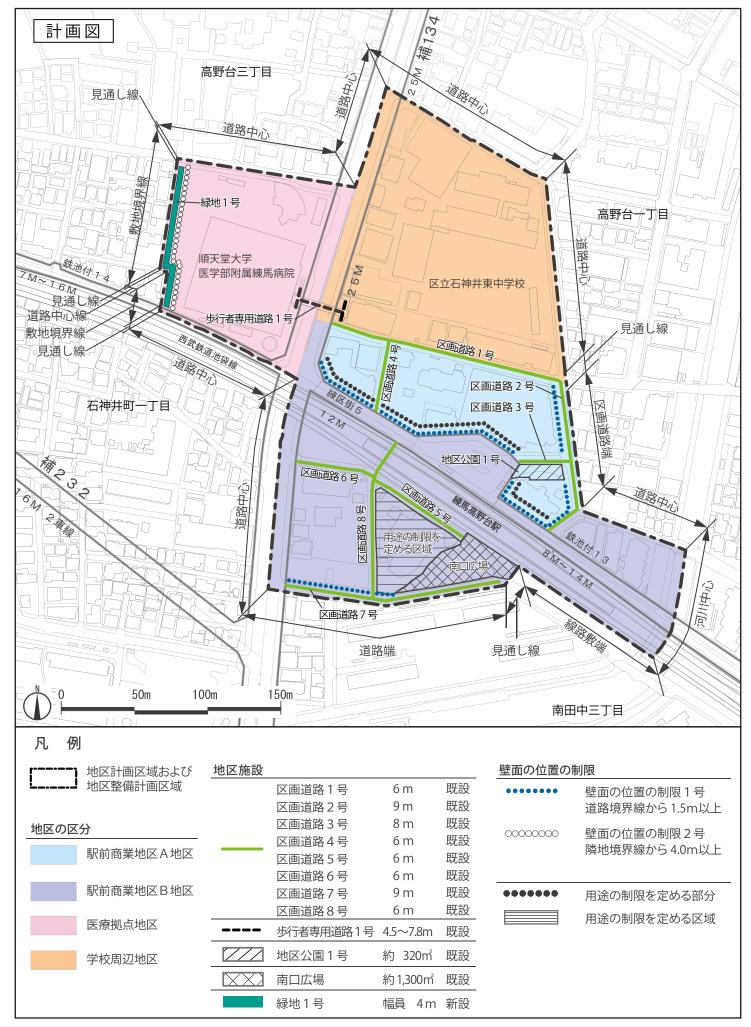
2 医療拠点地区

医療拠点としての機能を形成するため、建 築物等の用途の制限および建築物の敷地面積 の最低限度を定めます。また、良好な市街地 環境を維持するため、壁面の位置の制限、建 築物等の形態または色彩その他の意匠の制限 および垣または柵の構造の制限を定めます。

3 学校周辺地区

良好な市街地環境を維持するため、建築物 の敷地面積の最低限度、建築物等の形態また は色彩その他の意匠の制限および垣または柵 の構造の制限を定めます。

練 馬 区



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図、道路網図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号) MMT 利許第 04-120 号、令和 4 年 5 月 2 日 (承認番号) 4 都市基街都第 93 号、令和 4 年 6 月 2 1 日

高野台一 J				即时间交叉 1413年10万10日 建未来的交叉 1410年1万1日				
名			称	高野台一丁目地区地区計画				
位		-	置	練馬区高野台一丁目および高野台三丁目各地内				
面 積			積	約7.5 h a				
				名 称	幅員	延長	備	考
				区画道路1号	6.0 m	約162m	既	設
	地		路	区画道路2号	9.0 m	約110m	既	設
	区			区画道路3号	8.0 m	約 30m	既	設
				区画道路4号	6.0 m	約 45m	既	設
	施設の配	道		区画道路5号	6.0 m	約 70m	既	設
				区画道路6号	6.0 m	約 53m	既	設
				区画道路7号	9.0 m	約154m	既	設
				区画道路8号	6.0 m	約106m	既	設
	置お			歩行者専用道路1号	4.5~7.8m	約 70m	既 (デッキレベ 昇降機等な	設 ル、階段、 を含む)
	ょ	公		名	称	面積	備	考
	び			地区公園 1 号		約320㎡	既	設
	規			名称		面積	<u>(下の屋類</u> 備	数線地) 考
	模			南口		約1,300㎡	既	
				名称	<i>临</i> 員	延 長		 考
114		緑	地	操地 1 号	4 . 0 m	約100m	新	設
地			L 11	駅前商				
		地区の	名 称	A地区	B地区	医療拠点地区	学校周	辺地区
		区分	面積	約 1 . 1 ha	約 2 . 8 ha	約1.4ha	約2.	. 2 ha
区		建築物等の用途の制限		練馬区画街路第5号 道西武鉄道池袋線付属	線および都市高速鉄 街路第13号線に面す	つぎに掲げる建築物以 外の建築物は建築しては ならない。		
整	建			る建築物のうち、計画図に表示する用途の制限を定める部分に面する一階、ならびに計画図に表示する用途の制限を定める区域内の建築物の一階は住宅以外の用途としなければならない。		1 病院 2 住宅、共同住宅また は寄宿舎(病院職員の 居住の用に供するもの		
備計	築物等					に限る。) 3 日用品等の販売を主 たる目的とする店舗 4 前各号に掲げる建築 物に附属する建築物		
	に	建築物の敷地面積 の最低限度		5 0 0 m²	1 1 0 m²	5 0 0 m²	1 1	0 m²
画	関する事項	壁面の位置の 制限		計画図に表示する壁面の位置の制限 1号が定められている部分においては、建築物の外壁またはこれに代わる柱ならびに建築物に附属する門および塀の面から道路境界線までの距離は1.5m以上とする。また、軒および出窓等の建築物の部分についても道路境界線までの距離は1.5m以上とする。		計画図に表示する壁面の位置の制限2号が定められている部分においては、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は4m以上とする。また、軒および出窓等の建築物の部分についても隣地境界線までの距離は4m以上とする。	_	
		建築物等の形態 または色彩その他 の意匠の制限		建築物の屋根および外壁またはこれに代わる柱は、落ち着きのある色彩とする。				
		垣または柵の 構造の制限		生け垣またはフェンス とする。ただし、地盤 の部分は、この限りて	面から高さ80cm以下 ない。 制限が定められている	の部分は、この限りでない。		

こんな時、届出が必要となります

この地区計画の区域内で下の表に示すような行為を行う場合には、事前に「届出」を行う必要があります。 「届出」は、工事着手の30日前かつ建築確認申請の時までに行ってください。

なお、下の表のような行為を行おうをする場合は、あらかじめ区にご相談ください。

届出を必要とする行為	添付書類(縮尺)		
(1) 土地の区画形質の変更 切土・盛土、道路・宅地の造成、敷地の分割など (開発許可が必要な場合を除く)	区域図(1/1000 以上) 設計図(1/100 以上)		
(2) 建築物の建築・工作物の建設 建築物の新築・増改築、広告塔などの工作物の 建設、門・塀および擁壁の築造など	案内図(1/1500 以上) 求積図(1/100 以上) 配置図(1/100 以上)		
(3) 建築物等の用途の変更 建築物の使い途(用途)を変える (地区整備計画において用途の制限が定められた 区域に限る。)	各階平面図(1/100以上) 立面図(1/100以上)2面以上 垣・柵配置図(1/100以上) 垣・柵断面図(1/20以上)		
(4) 建築物等の形態・色彩・意匠の変更 建築物の色彩の変更、看板の設置および取替など	案内図(1/1500 以上) 配置図(1/100 以上) 立面図(1/100 以上)2面以上		

届出から工事着手まで

